

国民健康保険税 産前産後期間の軽減制度が始まります

令和6年1月から、出産される被保険者の国民健康保険料「所得割額と均等割額」から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」）相当分が軽減されます。

対象となる方

- 出産（予定）日が令和5年11月1日以降の出産被保険者の方が対象です。
 - ※ 妊娠85日（4か月）以上の出産が対象（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）

届出の受付期間

- 出産予定日の6か月前から届出ができます。
 - ※ 出産後の届出も可能です。

保険料軽減の方法

- 令和6年度（令和6年4月1日）以降の軽減期間

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方			■	■	■	
多胎（双子等）の方	■	■	■	■	■	

- ※ 出産被保険者の産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から軽減されます。
- ※ 多胎（双子等）妊娠の場合は、出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。
- ※ 賦課限度額に達している世帯は、軽減を適用しても減額されない場合があります。

- 令和5年度中は、令和6年1月以降の産前産後期間相当分のみ軽減されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			■	■	■	

- ※ 令和5年11月に出産した場合、出産被保険者の令和6年1月相当分の保険料が減額されます。

■ ……軽減対象期間

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る保険料軽減届出書
- ② 母子健康手帳（※多胎（双子等）妊娠の場合、人数分の手帳が必要です）
- ③ 世帯主と出産される方の個人番号確認書類（マイナンバーカードなど）

※ 出産後に届出される場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要な場合があります。

よくある質問

Q 窓口へ行くことができません。窓口以外に届出できる方法がありますか？

A 郵送でも手続きが可能です。

「産前産後期間に係る保険料軽減届出書」の送付を希望される場合には、下記問合せ先までご連絡ください。

Q 出産前に届出を行い、出産予定日と実際の出産日が異なった場合、再度の届出は必要ですか？

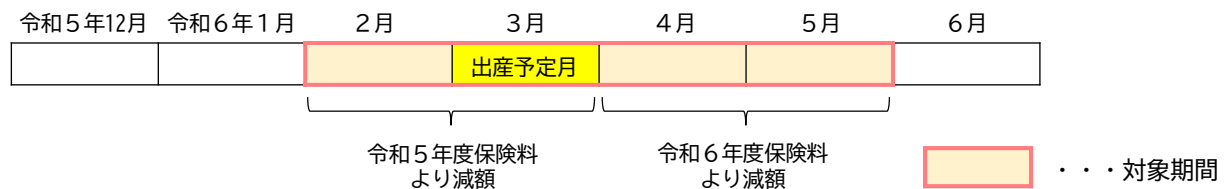
A 再度の「産前産後期間に係る保険料軽減届出書」は不要です。

実際の出産日が異なったとしても、原則出産前の届出に基づく保険料の軽減額や対象期間は変更されません。

Q 出産(予定)日が3月の場合、保険料はどのように軽減されますか？

A 産前産後期間が年度をまたぐ場合、各年度の保険料からそれぞれ減額されます。

例えば、令和6年3月に出産した場合、令和6年2月・3月相当分については令和5年度保険料から減額され、令和6年4月・5月相当分については令和6年度保険料から減額されます。(下記の図参照)



Q 3月に出産後、4月に他自治体へ転出予定ですが、保険料はどのように軽減されますか？

A 本ケースの場合、2月・3月相当分については猿払村の保険料から軽減し、4月・5月相当分については、転出先自治体の保険料から軽減されることとなります。

転出先での「産前産後期間に係る保険料軽減届出」については、転出先自治体の担当部署にお問合せください。

Q すでに保険料を納めていますが、保険料は戻ってきますか？

A 軽減の結果、納め過ぎた保険料がある場合には後日還付します。

ただし、過去に未納となっている保険料がある場合には、その未納となっている保険料に充当されます。

その他

「産前産後期間に係る保険料軽減届」の届出がない場合でも、当村で出産の事実が確認できた場合は、職権で出産被保険者の保険税を軽減する場合があります。

※ただし、確認できない場合は軽減されないため、忘れずに届出をお願いします。

問合せ先 (届出窓口)

猿払村 保健福祉課 国保介護係

〒098-6234 北海道宗谷郡猿払村鬼志別北町28番地 保健福祉保健センター

電話 01635-2-2040 FAX 01635-2-2075

猿払村ホームページ
(産前産後期間の保険料軽減についてのお知らせ)

